

平成十六年法律第二百四十九号

民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律

(目的)

第一条 この法律は、法令の規定により民間事業者等が行う書面の保存等に關し、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法(以下「電磁的方法」という。)により行うことができるようにするための共通する事項を定めることにより、電磁的方法による情報処理の促進を図るとともに、書面の保存等に係る負担の軽減等を通じて国民の利便性の向上を図り、もって国民生活の向上及び国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

(定義)

この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 民間事業者等 法令の規定により書面又は電磁的記録の保存等をしなければならないものとされている民間事業者その他の者をいう。ただし、次に掲げる者を除く。

イ 国の機関

ハ 地方公共団体及びその機関

情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律(平成十四年法律第二百五十一号)第三条

第二号ニからチまでに掲げるものの

二 法律及び法律に基づく命令をいう。

三 書面、書類、文書、謄本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によつて認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。

四 電磁的記録 電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方

式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。

五 保存 民間事業者等が書面又は電磁的記録を保存し、保管し、管理し、備え、備え置き、備え置き、備え付け、又は常備することをいう。ただし、訴訟手続その他の裁判所における手続並びに刑事事件及び政令で定める犯則事件に関する法令の規定に基づく手続(以下この条において「裁判手続等」という。)において行うものを除く。

六 作成 民間事業者等が書面又は電磁的記録を作成し、記載し、記録し、又は調製することを

いう。ただし、裁判手続等において行うものを除く。

七 署名等 署名、記名、自署、連署、押印その他の氏名又は名称を書面に記載することをいう。

八 縦覧等 民間事業者等が書面又は電磁的記録に記録されている事項を縦覧若しくは閲覧に供し、又は贋写をさせることをいう。ただし、裁判手続等において行うものを除く。

九 交付等 民間事業者等が書面又は電磁的記録に記録されている事項を交付し、若しくは提出し、又は提供することをいう。ただし、裁判手続等において行うもの及び情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第三条第八号に掲げる申請等として行うものを除く。

十 保存等 保存、作成、縦覧等又は交付等をいう。

(電磁的記録による保存)

第三条 民間事業者等は、保存のうち当該保存に係る他の法令の規定により書面により行わなければならないとされているもの(当該交付等に係る書面又はその原本、謄本、抄本若しくは写しが法令の規定により保存をしなければならないとされているものであつて、主務省令で定めるものに限る。)については、当該他の法令の規定にかかるわらず、政令で定めるところにより、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面の交付等に代えて主務省令で定めるものにより当該書面に係る電磁的記録に記録されている事項の交付等を行うことができる。

2 前項の規定により行われた交付等については、当該交付等を書面により行わなければならないとした交付等に関する法令の規定に規定する書面により行われたものとみなして、当該交付等に

関する法令の規定を適用する。

(電磁的記録による交付等)

第六条 民間事業者等は、交付等のうち当該交付等に係る他の法令の規定により書面により行われなければならないとされているもの(当該交付等に係る書面又はその原本、謄本、抄本若しくは写しが法令の規定により保存をしなければならないとされているものであつて、主務省令で定めるものに限る。)については、当該他の法令の規定にかかるわらず、政令で定めるところにより、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面の交付等に代えて主務省令で定めるものにより当該書面に係る電磁的記録に記録されている事項の交付等を行うことができる。

2 前項の規定により行われた交付等については、当該交付等を書面により行わなければならないとした交付等に関する法令の規定に規定する書面により行われたものとみなして、当該交付等に

関する法令の規定を適用する。

(条例等に基づく書面の保存等に係る情報通信の技術の利用の推進等)

第七条 地方公共団体は、条例又は規則に基づいて民間事業者その他の者が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用の推進を図るため、この法律の趣旨にのつとり、条例又は規則に基づく書面の保存等について必要な措置を講ずることその他の必要な施策の実施に努めなければならない。

2 国は、条例又は規則に基づいて民間事業者その他の者が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用の推進を図るため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(政令又は主務省令の制定改廃に伴う経過措置)

第八条 この法律の規定に基づき政令又は主務省令を制定し、又は改廃する場合においては、それぞれ、政令又は主務省令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)を定めることができる。

(主務省令)

第九条 この法律における主務省令は、当該保存等について規定する法令(会計検査院規則、人事院規則、公正取引委員会規則、国家公安委員会規則、個人情報保護委員会規則、カジノ管理委員会規則、公害等調整委員会規則、公害審査委員会規則、中央労働委員会規則、運輸安全委員会規則及び原子力規制委員会規則を除く。)を所管する内閣官房、内閣府、デジタル庁又は各省の内閣官房令、内閣府令、デジタル庁令又は省令とする。ただし、会計検査院、人事院、公正取引委員会、國家公安委員会、個人情報保護委員会、カジノ管理委員会、公害等調整委員会、公害審査委員会、中央労働委員会、運輸安全委員会又は原子力規制委員会の所管する法令の規定に基づく保存等については、それぞれ会計検査院規則、人事院規則、公正取引委員会規則、国家公安委員会規則、個人情報保護委員会規則、カジノ管理委員会規則、公害等調整委員会規則、公害審査委員会規則、中央労働委員会規則、運輸安全委員会規則又は原子力規制委員会規則とする。

第四条 民間事業者等は、作成のうち当該作成に係る他の法令の規定により書面により行わなければならないとされているもの(当該作成に係る書面又はその原本、謄本、抄本若しくは写しが法令の規定により保存をしなければならないとされているものであつて、主務省令で定めるものに限る。)については、当該他の法令の規定にかかるわらず、主務省令で定めるところにより、書面の保存等に係る負担の軽減等を通じて国民の利便性の向上を図り、もって国民生活の向上及び国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

附 則
この法律は、平成十七年四月一日から施行する。

附 則（平成二〇年五月二日法律第二六号）抄

第一条 この法律は、平成二十年十月一日から施行する。

（施行期日）
附 則（平成二四年六月二七日法律第四七号）抄

第一条 この法律は、平成二十年十月一日から施行する。

（施行期日）
附 則（平成二七年九月九日法律第六五号）抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（施行期日）
附 則（平成二七年九月九日法律第六五号）抄

第五十七条 附則（処分等に関する経過措置）
この法律の施行前にこの法律による改正前のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。以下この条及び次条において「旧法令」という。）の規定により従前の国の機関がした認定等の処分その他の行為は、法令に別段の定めがあるもののほか、この法律の施行後は、この法律による改正後のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。以下この条及び次条において「新法令」という。）の相当規定により相当の国の機関がした認定等の処分その他の行為とみなす。

2 この法律の施行際現に旧法令の規定により従前の国の機関に対ししてされている申請、届出その他の行為は、法令に別段の定めがあるもののほか、この法律の施行後は、新法令の相当規定により相当の国の機関に対ししてその手続がされていないものとみなす。
3 この法律の施行前に旧法令の規定により従前の国の機関に対しして申請、届出その他の手続をしなければならない事項で、この法律の施行の日前に従前の国の機関に対ししてその手続がされているものについては、法令に別段の定めがあるもののほか、この法律の施行後は、これを新法令の相当規定により相当の国の機関に対ししてその手續がされていないものとみなして、新法令の規定を適用する。

第五十八条 附則（命令の効力に関する経過措置）
旧法令の規定により発せられた内閣府設置法第七条第三項の内閣府令又は国家行政組織法第十二条第一項の省令は、法令に別段の定めがあるもののほか、この法律の施行後は、新法令の相当規定に基づいて発せられた相当の第七条第三項のデジタル庁令又は国家行政組織法第十一条第一項の省令としての効力を有するものとする。
(政令への委任)

第六十条 附則（省令）
附則第十五条、第十六条、第五十一条及び前三条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。